

直接民主主義の政治は 議会政治に何をもたらすのか

五野井 郁夫

高千穂大学経営学部准教授

はじめに

民主主義とは、理念と政治体制の双方を含意する。政治体制としてのデモクラシーにはその必要条件たる理念 (ethos) があり、それを反映した政治制度には理念としてのデモクラシーに応じた機能がある。この政治制度が機能しているとき、民主主義の理念は政治に反映されているといえる。

理念としてのデモクラシー論を論じるに際しては、多くの人から「君が言うことは理想論だよ」「きれいごとには過ぎない」「政治の現実を見ていない」などという応答が来る。

だが、たとえば僭主制の理念が専制であり、それを反映した制度が独裁であるならば、独裁を行わない僭主制などは存在しない。同様に、議会制民主主義の理念的機能とは、「理想」と「現実」のような二項

対立ではなくして、それなしでは議会制民主主義とは呼べないところものだ。

かつて、丸山真男は60年安保時の岸内閣による衆議院での新安保条約強行採決にさいして「この事態の政治学的問題点」という講演を残しているが、同講演で丸山もこのような論難に対して同様の応答を行うとともに、現代民主主義の理念たる本質的機能を明確化している¹。同講演によれば、議会制民主主義の本来的な機能の主たるものとは、国民の間の利害を調整・統合する機能、もうひとつは国会の審議過程を通じて争点となっている政策について国民の関心を不断に呼び起こし、国民に対してさまざまな側面で民意を問うという問題発見・教育的な機能の2点に集約される。

議会内ならびに議会と国民間での小さなズレは議会内審議過程で正し、重大なズレについては解散による国会の再編によって是正される。このズレに対する人びとの反応としてさまざまな抵抗がおこることこそが、民主主義が一国内で機能していることの証左であり、その意味でこんにちのデモや抗議行動といった直接民主主義の隆盛は、まさに民主主義が健在であることの証しである。この直接民主主義的ナモーメントは政治に何をもたらすのだろうか。

日本の議会政治と3.11後の民意

丸山は議会の主流派が民意に耳を傾けず封鎖的

このい いくお

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程修了。博士(学術)。専門分野は民主主義論。日本学術振興会特別研究員、立教大学法学部助教を経て現職、ならびに国際基督教大学社会科学研究所研究員。著書に『デモとは何か——変貌する直接民主主義』(NHKブックス、2012年)、『国際政治哲学』(共編著、ナカニシヤ出版、2011年)、『ブルーラリズム』(共訳、岩波書店、2008年)など。

に立て籠もろうとする与党の政治姿勢を「院内主義」と定義した。同主義が進むほど「院内」と「院外」のズレはいつそう拡大し收拾が付かなくなり、たとえデモが警察権力で押さえつけられても、議会のいつそうの機能低下はもちろん、政治家と官僚、そして議会制民主主義それ自体への不信を防ぐことは出来ない。

では、民主主義を標榜する現代日本の議会政治は、はたしてこの理念を反映し機能を果たすことができているだろうか。

原発の再稼働をめぐる政治と今後のエネルギー政策という政治課題にかぎっても、2011年の3.11後、現在まで継続的に6-7割の人びとが再稼働反対・脱原発の意思を示しており、また8月17日に政府が公表した将来のエネルギー政策を巡り全国で開催した意見聴取会のアンケート結果でも、原子力発電への依存度をゼロにすべきだとの回答が全体の7割以上を占めた²。

こんにちの日本の議会政治とは、国会のもつ政治的機能の不全であり、民主政治の当事者たる国民を、全体的な政治過程のなかで位置づけることを無視した「院内主義」の横行である。

このようにして、議会制民主主義の本来の機能である、調整・統合的機能と問題発見・教育的機能の2点を果たし得ない程度に、議会政治と人びととの間にはズレが生じる。このズレが、院内の多数意思をそのまま国民の多数意思として押し通すことへの抵抗が巻き起こる。ほんらい議会制民主主義を機能させるためには、議会と人びとの民意とのズレを出来る限り縮減してゆくことしか道はない。そしてそれは政権与党が進んで行わなければならない。議会内における強引な行為、たとえば野党が牛歩戦術によって議事進行を妨げた場合、それは消極的妨害とうつつが、少数意見の行使という民主主義にとっては健全な表明である。だが、同様の無理押しを与党が強引に行った場合、それは結果として法律や条約のような拘束的な規範として制度化され、政権側が変えるかあるいは政権交代で他の政権が撤回しない限り、法的拘束力を持ち続ける。

したがって、議会内の政争を批判するにさいして、法的な制度というルールを敷くことの出来る側にこそ、より厳しい眼差しを向けなければならない。ベンヤミンの表現を借りれば「神話的暴力」を有する側、すなわち法制定権力を有する側のほうこそが、つねに譲歩をせねばならないのだ。そして与党にとって譲歩不可能な限界点に達した場合、なぜこれ以上与党は譲歩できないのか、どこが譲れない争点なのかを、国会での審議過程を通じて情報もすべて開示し、その上でわたしたち国民の眼前につまびらかにしたうえで国会を解散し、万機公論に決するという意味でも、改めて国民の意思を問わねばならない。

現秩序に変更要求する直接民主主義

だが、原子力発電をめぐることは、政府は事故を引き起こした企業同様、開示すべき情報をわたしたちの白日の下にさらすことを拒み、国民の信を問う前にすべてを片づけ、そののち解散を行うという、議会制民主主義の理念的機能、すなわち国民に対してさまざまな側面で民意を問うという問題発見・教育的な機能を果たそうなどという気概は感じられない。

であるならば、こんにちわたしたちは議会政治とは袂を別つとまではいかなくとも、少なくとも「議会主義」にしがみつくと議会政治を正し、新たな方向を模索してもよいのではないだろうか。それは、たんに「院内」の政治と「院外」の政治における民意を接続するにとどまらず、それと併走させるかたちで直接民主主義を試みることである。これは、なにも議会制民主主義の否定ではない。そうではなくして、議会制民主主義下での権利たる政治参加はしつつ、さらにわたしたち自身で政治体を模索することである。なぜならば、それはわたしたちが有する憲法上の権利だからだ。

この、いまある議会制民主主義の政治秩序とは別の政治秩序や政治のしくみを、他人に依らずして自分で考え代表する原理論とその方途を直接民主主義という。その方途として、デモや抗議要請行動といった手段をわたしたちはふたたび手に入れつつある。

デモや抗議行動、集会とは、既存の秩序から解放された自由な公共空間を創出するものであり、既存の規範をもさかしまにする装置である³。デモは、現秩序をたださかしまにするだけではない。日常において当たり前とされていた現秩序からなるスペクタクルの社会に風穴を空け、現在の秩序とは別の秩序を模索し、現秩序への変更をつきつける⁴。

現行秩序に対して異議申し立てを行うことで警察や軍などの既存の公的権力が薄まり、別の秩序によって非暴力と平和が維持される空間を、政治学では「TAZ:Temporary Autonomous Zone（一時的自主管理空間）」と呼ぶ⁵。もちろん、この公共空間はハーバース的なものであり、他の公共空間と同様に、参加するのに何の資格も要らなければ、商業施設のように金品を支払う必要もない。2012年3月以降、毎週金曜夜に首相官邸前で行われている抗議要請行動や各地のデモでは「TAZ」の概念がさらに進化し、警察をもデモの側の秩序へ引き入れようとする試みも行われている。これまでのデモや抗議行動では抗うべき「敵」として認識されていた警官と参加者の関係性も変容させつつある。もちろん、過剰警備への苛立ちを抑えられず警官にくっつくか、青春が忘れられない壮年男性や、自ら転び逮捕されることによって即席の「英雄」になろうとする冒険主義的な若者も時にはいる。けれども、大半の参加者はこうした一部参加者の行為に対して多くの女性たちが「そんなことはやめませんか」と諭し説得する。さらに警備の警官にも「こちら側に入りませんか」と声をかける。

警察の誘導との協調という点は「旧来の社会運動勢力から権力に飼いならされている」とヤジが飛ぶが、それは政治目的を達成するために既存の権力をも利用するというリアリズムを欠いた批判だ。なぜなら、そもそも警官は私達の税金でまかなっている公共サービスなのだから、既存の権力をも利用しない手はない。もちろん警備の過剰さには問題があるが、ボランティア・スタッフだけでは手が足りない以上、明石花火大会での将棋倒し事故のような惨事を引き起こさないためにも必要な措置だ。

じつは、この権力の側に呼びかけ引き入れようとする光景は、近代史の経験として既視感がある。ポルトガルで1933年以来、41年にもおよぶ欧州で最も長い独裁体制を終焉させた1974年の「リスボンの春」、すなわちカーネーション革命では、市民らがカーネーションを兵士に手渡し参加を呼びかけた。近年でも、「アラブの春」のなかでもタハリール広場での非暴力直接行動から始まったエジプト革命において広場に出て抗議することを呼びかけた現代美術家アフマド・バショニーは、当時の政府側の狙撃手に頭部を撃たれて殉死する2011年1月28日の前日、フェイスブックに「非暴力を貫き警備側に対しては罵らないこと」とうったえ、神話的暴力を有する側を対抗秩序へと引き込むことに心を砕いている⁶。

こんにちの抗議行動では、現職の国会議員が参加している。この院内（国会）の政治に影響を与え利用していくという姿勢も、「脱原発」という目的を達成するためのリアリズムの表れだ。

また、首相官邸前で抗議行動を呼びかけているネットワーク「首都圏反原発連合」は、親子連れや高齢者ら、あらゆる人々が参加できる公共空間を生成し、平和的な直接の訴えかけを可能にするために「非暴力直接行動」を掲げている。その例のひとつとして、国会議事堂前抗議では毎回「ファミリーブロック」という子連れの家族や初めての参加者が気楽に安心して参加出来るエリアも設けられている。

直接民主主義への参加による市民の陶冶

間接民主主義としてこんにちわたしたちが行っている現代民主主義の理念的機能のひとつとは、丸山があげたとおり教育的機能であり、また選挙での投票という行為を通じて市民自らが理想とすべき社会とはどのようなものかを見極めることにあるとするなら、デモや住民投票という直接民主主義にも同じことが云えるだろう。どちらも参加することで政治に対する感覚を鍛えていく機会なのだ。すなわち、近代のデモクラシー論では、政治参加者の拡大・一般化にさいし

て、古代のデモクラシー概念のなかで固定観念とされていた「民衆＝愚か」という不平等な等号をいかにしなくてはすかか、重要な課題だった。

先人たちが見出した解のひとつは、実際に人びとが政治参加することで自己の陶冶が可能になるというものである。デモクラシーの要諦としてハンナ・アーレントは政治教育を重視し、キャロル・ペイトマンらは、政治への直接参加によって政策を実現するだけでなく、政治に参加することで人びとが民主主義の政治とは何であるかを学ぶ機会とする参加民主主義という概念を据えた⁷。このように近代デモクラシー論は、有権者の拡大と政治参加を自己の陶冶と学びの契機として捉える。同射程を今日の直接民主主義たるデモや抗議行動に当てはめると、それらはたんに抗議の「頭数となる」だけの場に留まらない。こんにち、デモや抗議行動は世の中の不正義を見抜き、わたしたち個人が賢くなるための学びの場として存在している。

参加者は脱原発というシングル・イシューで集まるが、デモの場では沖縄の米軍基地負担や貧困対策など、他の社会問題とも出合う。そこで新たな会話が生まれ、一人一人の考え方が磨かれていく。デモによって正義の感覚を養い、政治の不正義を許さなくなる。デモや抗議行動とは、直接民主主義、参加民主主義の表現として、「院外の政治」の民意の可視化ならびに、いわゆる「院内の政治」たる議会政治への接続を可能にするだけでなく、それによって生成される公共空間のなかで参加者同士の対話を通じて人びとの政治感覚を高め、賢い市民をつくるという効果がある。

これまでの日本では自民党の長期政権が続いた55年体制下で市民の脱政治化が進み、自分の生活は政治から遠いものかと思込まされていた。1954年の第五福竜丸被爆事件をきっかけに東京都杉並区の主婦たちから原水爆禁止運動が始まり、60年安保闘争へと、日本国憲法下で草の根の直接民主主義を獲得しつつあった時期もある。その後、高度経済成長を経て豊かな消費社会が広がった結果、社会の不正義を自身の問題とは思わなくなっ

まった。だが、昨年の東京電力福島第1原発事故は、わたしたちが政治の当事者であることを否定なく再認識させることとなった結果、直接民主主義に参加することで自己の陶冶を行うとともに、わたしたちの声をわたしたち自身で「院内の政治」へと届けるきっかけとなったのである。■

《注》

- 1 丸山眞男「この事態の政治学的問題点」『丸山眞男集 第八巻』1996年、285頁（初出は『朝日ジャーナル』1960年6月12日号）。
- 2 原発再開「反対」が57% 朝日新聞世論調査 2012年3月12日、2012年6月20日閲覧 <http://www.asahi.com/national/update/0312/TKY201203120551.html>; 「原発ゼロ」7割超す意見聴取会アンケート 日本経済新聞電子版 2012年8月18日、2012年8月18日閲覧 www.nikkei.com/article/DGXNASGC1700Z_X10C12A8PP8000/
- 3 Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1962=1990. 細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究 第二版』未来社、1994年）。
- 4 Guy Debord, *La Société du Spectacle*, Paris: Buchet-Chastel, 1967. (木下誠訳『スペクタクルの社会』ちくま学芸文庫、2003年）。
- 5 Hakim Bey, *T.A.Z.: The Temporary Autonomous Zone, Autonomia Anti-copyright*, 1985. .
- 6 Rachel Spence, “A spring in their step” , *Financial Times*, 3, June 2011: <http://www.ft.com/cms/s/2/2ed8469c-8d56-11e0-bf23-00144feab49a.html#axzz1ZA26aE5P>.
- 7 Hannah Arendt, *Between Past and Future, ix Exercises in Political Thought*, New York: The Viking Press, 1961; Carole Pateman, *Participation and Democratic Theory*, Cambridge: Cambridge University Press, 1970.